

陸上無線通信委員会 報告（案）に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
 ー「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち
 「60GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備の高度化に向けた技術的条件」ー
 （意見募集期間：令和元年9月10日～令和元年9月30日）

提出件数 12 件（法人 9 件、個人 3 件）

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
1-1	個人	「5G（第5世代）」における「Wi-Fi（ワイアーレスローカルエリアネットワーク）」の構造では、「キャリアセンス無し（電波干渉の回避無し）」での60GHz帯におけるレーダー信号の構造には、私し個人は賛成です。具体的には、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等の融合での構造と、私は考えます。例えばですが、「送受信及び処理能力」における「bps（データ転送速度）」及び「pps（データ処理能力）」の構造では、60GHz帯での高い「周波数（Hz）」の用途なので、「キャパシティー（容量）」の「限界値（リミッター）」を決める事が先決と、私は思います。要約すると、「FPU（放送事業用無線局）」に対し、レーダーシステムを導入する構造と思いますが、60GHz帯での高い「周波数（Hz）」なので、アンテナ及びチューナーにおける「設置（セッティング）」の構造に財政コストが掛かると、私は考えます。	本件意見募集に対する賛同意見として承ります。また、いただいたご意見は参考意見として承ります。	無し

1-2	同上	<p>「5G（第5世代）」における構造では、「Wi-Fi ルーター」等を設置すれば良いと思いますが、人間が直接触れるので有れば、高い「周波数（Hz）」における60GHz帯なので、人体の影響も、考慮するべきと、私は考えます。具体的には、「娯楽（エンタテインメント）」におけるゲームでの「VR（バーチャルリアリティ）」等では、「スマートスピーカ、VRゴーグル、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ」等における構造では、人間が直接触れる事に対し、人体に影響があると、私は思います。「電力密度（S）」に対し、「放射線（ラディエーション）」における「シーベルト毎時（Sv/h）」の構造で深慮しますと、高い「周波数（Hz）」における60GHz帯では、「ユーザー側（利用者側）」の人体の影響も、深慮するべきと、私は思います。要約すると、総務省が提唱している内容では、「キャリアセンス無し（干渉回避の機能無し）」の構造が、私には理解が出来ない状態です。例えばですが、「キャリアセンス有り（干渉回避の機能有り）」の構造が、電波干渉が少ない状態と、私は考えます。要するに、総務省が提唱している内容の公文章では、人体の影響を「アングル（角度）」における「度（ディグリー）」の「実験及び試験」での評価を出していると思いますが、全く繋がり無い「因果関係及び相関関係」が融合されている構造では、私には理解が出来ないです。</p>	<p>本件意見募集の対象となる技術的条件の検討にあたっては、電波防護指針への適合性についても検討を行っております。</p> <p>なお、ご指摘の「キャリアセンス無し」については、本技術基準において、キャリアセンスを具備しない場合は送信時間の制限を設けることとしております。</p>	無し
1-3	同上	<p>「5G（第5世代）」における構造では、「キャリアセンス有り（干渉回避の機能有り）」を導入し、高い「周波数（Hz）」にお</p>	参考意見として承ります。	無し

		<p>ける 60GHz に対応する為には、人間が直接触れる様なタッチパネル等の距離を「約 1m (100cm)」以上を離れる為に、Wi-Fi ルーター等での「500MHz から 10GHz」迄の変換が必要な構造と、私は考えます。具体的には、電話回線の場合では、「FPU (放送事業用無線局)」における「キャリアセンス有り (60GHz) ⇒小基地局 (60GHz) ⇒エリア基地局 (60GHz) ⇒Wi-Fi ルーター (60GHz) ⇒Wi-Fi ルータ変換 (500MHz から 10GHz 迄)」の構造と、私は考えます。インターネット回線の場合では、「FTTH (光ファイバー) 及び CATV (ケーブルテレビ)」における「キャリアセンス有り (60GHz) ⇒Wi-Fi ルーター (60GHz) ⇒Wi-Fi ルーター変換 (500MHz から 10GHz 迄)」の構造と、私は思います。例えばですが、フーリエ変換の公式での「$f(t) = \Sigma$」を基準とし、ラプラス変換の公式での「$F(s) = \Sigma$」を導入すべき構造と、私は考えます。要約すると、「S/N 比 (信号 : シグナル及び雑音 : 雑音)」を導入しますと、「信号 (シグナル)」を強くする場合は、「雑音 (ノイズ)」が乗り難く、「雑音 (ノイズ)」を強くする場合は、「信号 (シグナル)」が乗り難いと、私は思います。要するに、「マイコン制御 (CPU 及び IC)」における構造では、「標本化 (サンプリング) ⇒量子化 (クアンティゼーション) ⇒暗号化 (エンクリプション)」から「暗号化 (エンクリプション) ⇒量子化 (クアンティゼーション) ⇒標本化 (サンプリング)」の構造と、私は思います。</p>		
1-4	同上	<p>「5G (第 5 世代)」における構造では、「スプリアス (電波障害)」での場合は、「音声系 (ラジオユニット)」における「ド</p>	参考意見として承ります。	無し

		<p>ップラー効果 (db)」での「ϕ (ファイ)」の「オペアンプ回路 (トランジスター回路)」から成る「チャープ信号 (スweep信号)」の構造に対し、「映像系 (オーディオユニット)」におけるトランジスター回路から成る「垂直同期及び水平同期」の構造を導入するべきと、私は思います。具体的には、「μ (ミューー)」における「プランクの法則」の事例が有ります。(ア)「$h = 6.626 \cdot \cdot \cdot \times 10$ のマイナス 34 乗 Js」における公式では、「h では、時間」の構造。(イ)「$E = h\mu$ で」における公式では、E では、光のエネルギー、h では、プランク定数、μ では、光の振動数」の構造。要約すると、「古典科学 (クラシックサイエンス)」における「ニュートン力学 (N)」では、「周波数 (Hz)」が基準に成る構造と思いますが、「近代科学 (モダンサイエンス)」における「量子論 (クアंटム)」では、「光子 (フォトン)」が基準に成る構造と、私は思います。</p>		
1-5	同上	<p>「5G (第 5 世代)」における構造では、「音領域 (サウンド)」での「デジベル (dB)」が使えない構造と、私は思います。具体的には、「宇宙 (スペース)」における「物質、生命、情報」から成る事例が有ります。(ア)「ハイパーノバ (極超新星)」での「プランク定数 10 のマイナス 44 乗秒程」から成る「4 大統一理論 (重力、強い核力、弱い核力、電磁気力)」の構造。(イ)「プランク定数 10 のマイナス 34 乗秒程」から成る「超弦理論 (量子相対性理論)」の構造。(ウ)「プランク定数 10 のマイナス 17 乗秒程」から成る「相対性理論」の構造。例えばですが、特殊相対性理論では、「光 (c)」に対し、「質量 (m)」の構造で</p>	参考意見として承ります。	無し

		<p>有り、一般相対性理論では、「光 (c)」に対し、「重力 (G)」の構造で有ると、私は思います。要約すると、「宇宙 (スペース)」の時間とは、「過去⇒現在⇒未来」から「未来⇒現在⇒過去」における「ループ型 (繰り返し)」の構造で有り、「植物 (ボタニック)」及び「生物 (バイオロジー)」の時間とは、「サーキュレーション (循環)」における「サイクル (回転)」の構造で有ると、私は考えます。要するに、未来での「科学技術 (サイエンステクノロジー)」の提唱では、「プランク定数 (h)」での公式が必要に成る構造と、私は思います。</p>		
1-6	同上	<p>「5G (第5世代)」における構造では、低い周波数の場合では、「アングル (角度)」の設定が必要な構造と思いますが、60GHz帯での高い周波数の場合では、「アンテナ及びチューナー (レシーバー)」における「アングル (角度)」の設定は、必要が無い構造と、私は考えます。具体的には、「周波数 (Hz)」における構造の事例が有ります。(ア)「高い周波数 (ハイフレカンシー)」の場合では、「ビーム状 (光状)」における「垂直線 (ベティカル)」での「近く (ニアウエー)」に電波が飛ぶのに対し、「アンテナ及びチューナー」の「口径 (キャノン)」は、小さく成る構造。「メリット (利点)」では、周波数が高いと、「情報量 (データー)」を多く載せる構造ですが、「デメリット (不利点)」では、「アンテナ及びチューナー」の数量は、「増加 (インクリース)」を推進する構造。(イ)「低い周波数 (ローフレカンシー)」の場合では、「ストリング状 (弦状)」における</p>	<p>参考意見として承ります。なお、「アングル (角度)」については、本件意見募集の対象となる技術的条件において特段の設定をしておりません。</p>	無し

		<p>「水平線（ホライゾンテル）」での「遠く（フォアウエー）」に電波が飛ぶのに対し、「アンテナ及びチューナー」の「口径（キャノン）」は、大きく成る構造。「デメリット（不利点）」では、周波数が低いと、「情報量（データ）」を少なく乗せる構造ですが、「メリット（利点）」では、「アンテナ及びチューナー」の数量は、「減少（ディクリース）」を推進する構造。要約すると、総務省が提唱している公文章の内容では、高い周波数の60GHz帯での「アングル（角度）」の設定における「理論（テオリー）及び論理（ロジック）」に対し、「矛盾点（パラドックス）」が有り、私には理解が出来ないです。</p>		
1-7	同上	<p>「5G（第5世代）」における構造では、センサー技術等のレーダー信号での距離を測る構造に対し、「ストリーミング（動画及び音声を受信しながら同時に再生）」の構造では、総務省が提唱している内容を公文章で明記していますが、レーダー信号及び「周波数（Hz）」の使い方の用途が異なるので、私に理解が出来ないです。例えばですが、アナログ信号及びデジタル信号では、「A/D・D/A変換」及び「D/A・A/D変換」の構造と、私は思います。「AC（交流）」及び「DC（直流）」では、「AC/DCコンバーター」及び「DC/ACインバーター」とは、異なる構造と、私は考えます。具体的には、「音声系（ラジオユニット）」及び「映像系（オーディオユニット）」の事例があります。（ア）音声系では、「ファイ（φ）」での「チャープ信号（スweep信号）」での信号の構造。（イ）映像系では、「垂直同期及び平行同期」での「同期（H）」での信号の構造。例えばですが、「5G（第</p>	参考意見として承ります。	無し

		<p>5世代)」の構造では、「聴覚（サウンド）」から「視界（サイト）」の構造に移行すると、私は思います。総務省側が記載している内容の公文章では、センサー技術等のレーダー信号における距離の測定の概念に対し、ストリーミングの概念では、区別せずに混合させていると思いますので、私には理解が出来ないです。要するに、センサーでは、レーダー信号で有り、ストリーミングでは、映像系で有るので、音声系の「dB（デジベル）」の信号波形よりも、映像系の「同期（H）」の信号波形が必要になる構造と、私は思います。要約すると、高い周波数の60GHz帯に成ると、「アンテナ及びチューナー（レシーバー）」の設置では、「約200mから約250m迄」の距離間隔に対し、「エリア（セクター）」の「アンテナ及びチューナー」を区分に別け設置して行く構造が困難と、私は考えます。</p>		
2	個人	<p>pixel4のsoli使って遊びたいので、是非認可の程よろしくお願ひします。</p>	<p>本件意見募集に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>無し</p>
3	インテル株式会社	<p>(1) 新たにキャリアセンス不要の60GHz帯小電力広帯域ミリ波レーダーの技術的条件が策定されたことは、コンシューマ市場における新しいミリ波製品の開発を促し60GHz帯の利活用を広げていく上で喜ばしいことと思います。一方で、60GHz帯では国際標準のWiGig等60GHz帯小電力データ通信システムが世界的に使われております。報告書案の「第7章今後の検討課題等」で述べられておりますように、国際標準化や諸外国の規則策定状況、小電力データ通信システム等との共存状況を今後も</p>	<p>本件意見募集に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>無し</p>

		<p>注視しつつ、必要に応じて技術基準の見直しを図ることを御考慮いただきたいと思ひます。</p> <p>(2) ミリ波帯通信デバイス技術の進展を考慮し、この度無線設備の筐体に関する技術基準が見直される事は大変喜ばしいことと考へます。すべての部品を一の筐体に収めることで改竄防止を図るといふ技術基準は、今日まで 60GHz 帯システムの機器形態（フォームファクタ）を著しく制限し、WiGig を用いた Augmented Reality (AR) 用ワイヤレスシステムなど潜在的なミリ波のユースケースの実現が阻まれてきた経緯があります。新たな基準により、技術の進展に即した方法を用いて改竄防止を担保しつつ、よりフレキシブルなフォームファクタを有する様々な機器の開発が可能となります。この基準変更によって今後 60GHz 帯の利活用がより促進されるものと期待しています。</p>		
4	国立天文台	<p>日本国内では、ミリ波帯としては、42-46GHz 及び 71.5-116GHz が観測可能となっています。これらの帯域内にある電波天文バンドにおいて、60GHz センサーシステムによる不要放射により電波天文観測に有害な障害が発生しないよう、実質的な不要放射レベルを十分に抑制することを求めます。特に 115.27GHz には、天文学的に極めて重要なスペクトル線である一酸化炭素の J=1-0 線がありますので、この周波数における不要放射レベルが十分に押さえられる必要性があります。</p>	<p>本件意見募集対象の報告書において、「製造事業者や販売事業者においては、電波天文受信設備への影響を考慮し、帯域外輻射電力を最大限抑えること、使用エリアの制限が必要となるケースがあることの注意喚起を行うこと（マニュアルへ</p>	無し

			の記載) といった点に配慮する必要がある。」との検討結果を示しており、いただいたご意見を含め、既存無線局に有害な混信を与えないことが当該システムの導入の前提条件となります。	
5	インフィニオンテクノロジーズジャパン株式会社	<p>今回取りまとめられた「60GHz 帯の周波数の電波を利用する無線設備の高度化に向けた技術的条件」のうち、60GHz 帯小電力広帯域ミリ波レーダー（キャリアセンス無し）の技術的条件に大いに賛成致します。賛成理由を以下に3点あげさせていただきます。</p> <p>1. 最大7GHz 帯域を利用した高精度レーダーセンシング 7GHz という広帯域なレーダーセンサーでは理論分解能 2.1cm を実現でき、現行のレーダーシステムと比較し高精度化が図れ、レーダーの利用シーンの拡大が見込める。(24GHz 帯比較：35倍、77GHz 帯比較：7倍、79GHz 帯比較：1.75倍)</p> <p>2. レーダーセンサーの新たな活用方法の提案 高精度化することによりこれまで考えられていなかったレーダーの活用方法が具体化してきている。具体的事例は陸上無線通信委員会報告（案）P.3～P.6に示されており、これまで活用されていた自動車分野はもちろんであるが、民生産業用途への展</p>	本件意見募集に対する賛同意見として承ります。	無し

		<p>開も期待でき、産業の活性化につながると考えられる。</p> <p>3. 各国の技術基準に対応した新たな技術基準の制定 60GHz 広帯域ミリ波レーダーは米国/欧州/中国/韓国といった世界各国で使用できる技術基準が既に存在しているが、日本には対応する技術基準がなく対応が遅れている状況であった。今回新たな技術基準が諸外国とのハーモナイゼーションのもとに制定されれば、60GHz レーダーを他国同等に利用することが可能となるため、国外に進出する日本企業の国際競争力の向上にもつながると考えられる。</p> <p>以上の理由より、これまでになく高精度なレーダーセンサーが諸外国と同様国内に広がり、斬新なアプリケーションと新たな産業の発展に寄与するメリットが大きいと考えられ、本報告（案）には対してインフィニオンテクノロジーズジャパンは大いに賛成致します。</p>		
6	グーグル合同会社	60GHz 帯のレーダー用途としての周波数拡張は、新たなテクノロジーを含む様々なニーズに対応した製品の登場が大いに期待できます。また、高度なセンサー・レーダー技術は少子高齢化する日本が直面する産業構造の変革に必須のものであるため、本改正案に賛同するとともに、速やかな制度整備を希望するものです。	本件意見募集に対する賛同意見として承ります。	無し
7	クアルコムジャパン合同会社	今回の 60 GHz 帯の無線設備の高度化に向けた技術条件は、同周波数帯を使用したレーダーセンサーの実用化や筐体条件の技術	本件意見募集に対する賛同意見として承ります。	無し

		<p>条件を見直しにより柔軟な実装が可能となるなど、ユーザーの利便性向上に役立つものと考えます。</p> <p>レーダーセンサーの実装の柔軟性を広げるため、キャリアセンスを行う場合であっても 10 mW を下回る空中線電力の場合は、空中線利得の下限値の制限を撤廃することを今後の検討課題の一つに加えていただきますようお願いいたします。キャリアセンスを用いるレーダーセンサーシステムは 802.11ad/ay の実装を流用できることが利点ではございますが、実際は 802.11ad など通信機能を使用せず、低出力、低アンテナ利得のレーダーセンサーのみが実装されるケースが出てくる可能性があるためです。</p>	<p>なお、キャリアセンスを行う場合の 10 mW を下回る空中線電力の規定については、今後の検討課題として、利用ニーズを把握するとともに、既存の無線システムとの共用について十分な検討がなされた上で見直しを行うことが適当であると考えます。</p>	
8	株式会社ソシオネクスト	<p>委員会報告(案) 79 ページ 6-1 60GHz 帯小電力広域ミリ波レーダー（キャリアセンス無し）の技術条件、6-1-1 一般条件に記載の「(4) 混信防止機能」と「(5) 電波の停止機能」は共に他局との混信を防止する手段と見えます。</p> <p>24GHz 帯センサーの現行標準規格 (ARIB STD-T73) や電波法の記載を参考に、類似の手段はいずれか一つで十分、すなわち、</p> <p>(4) 混信防止機能</p> <p>受信した電波の変調方式その他の特性を識別することにより、自局が送信した電波の反射波と他の無線局が送信した電波を判別できる機能、または電波の発射を停止する機能を有すること。</p>	<p>「(4) 混信防止機能」は、レーダーとして具備すべき混信防止機能であり、「(5) 電波の停止機能」は電波天文の受信設備等の特定の無線設備への干渉が生じる、あるいは生じる恐れのある場合に、利用者において電波停止の措置を講じることが可能とするための規定となります。</p>	無し

		とすべきではないでしょうか。		
9	個人	60GHz 帯ミリ波レーダーは高い分解能を持った小型の製品を可能し、呼吸数や心拍数を測定する生体情報センサー、個人認証センサー、手の動きを検知して機器を操作するモーションセンサー、人感及びバイタル・モニターによる室内や車内で人体の安全確保サポートや幼児の置き去り防止装置等様々な用途のアプリケーションが開発されています。これに伴いグローバル市場では多くのメーカーより 60Hz 帯レーダーセンサーが販売されています。今回の報告案では変調方式（6-1-1（2））が規定されておりますが、グローバル市場と同様に変調方式の制限を設けるべきではないと考えます。	変調方式については、キャリアセンス機能を具備しない場合に限り、「周波数変調方式であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）」の条件を付すものですが、これは、技術的な検討により既存システムとの共用が可能であると確認されたものについて、今回導入を進めるためです。従って、将来にわたって他の変調方式に制限をかけるものではなく、変調方式についても国際動向や今後の利用ニーズ等を踏まえて検討することとしております。	無し
10	Acconeer AB	Acconeer AB 社は「60GHz 帯の周波数の電波を利用する無線設備の高度化に係る技術的条件」に関する陸上通信無線委員会報告（案）について弊社意見を述べさせていただきます。 弊社は革新的なレーダー技術の世界的リーダーであり、日本の 60GHz 帯域の推移をモニターしております。弊社はより多くの	変調方式については、キャリアセンス機能を具備しない場合に限り、「周波数変調方式であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除	無し

製品のために当該帯域を利用できるようにする進展を歓迎します。

弊社は総務省がその裁定によってイノベーションと競争を制限することは本意ではないと信じており、ある製品を除外し、特定の提供者に対して不公平な優位性を与える変調技術の制限に反対します。EUと米国では、変調技術に制限はなく、定義された電力、帯域幅、およびスプリアス放射制限内にとどまる限り、全ての企業は自由にイノベーションを行うことができます。これにより、すべての提供者に共通かつ公平な規則が適用されています。

弊社は総務省が競争を制限する意図をお持ちであるとは考えておりませんが、変調方式を特定することは、ある特定企業に便宜（時間的な便宜も含め）をあたえる不公平な措置と考えます。今後の検討事項にするのではなく、今回の見直し時に陸上無線通信委員会報告（案）の6-1-1（2）から以下の部分を削除するよう依頼します。

『6-1-1（2）変調方式 周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものであること。』

総務省が不公平な競争を促進しないようにするため、言い換えれば、弊社は総務省に対して変調技術にかかわりなく、レーダーについて一般的な承認をするよう再検討を求めます。製品が6-1の他の要件を満たしている限り、干渉の問題は回避さ

く。）」の条件を付すものですが、これは、技術的な検討により既存システムとの共用が可能であると確認されたものについて、今回導入を進めるためです。従って、将来にわたって他の変調方式に制限をかけるのではなく、変調方式についても国際動向や今後の利用ニーズ等を踏まえて検討することとしております。

		<p>れ、また公正な競争を維持することができます。変調方式の制限を削除すれば総務省が他の主要市場との帯域を調和させることも可能になります。</p> <p>また、様々な企業は他の変調技術でレーダーを使用したいと考えており、当該変調方式の制限を取り除くことは、これらの企業が日本市場で使用できる製品を開発するだけでなく、他の市場に輸出することを可能にします。</p>		
11	ソフトバンク株式会社	<p>「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「60GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備の高度化に向けた技術的条件」について、今回の 60GHz 帯小電力広帯域ミリ波レーダーの技術的条件により、レーダーシステムの小型化や高分解能化が実現し、従来にない利活用や応用範囲の拡大、利便性の向上が期待できることから、陸上無線通信委員会報告（案）の内容に賛同するとともに、本技術的条件の導入に向けた制度整備が実現することを期待します。</p>	本件意見募集に対する賛同意見として承ります。	無し
12-1	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	<p>[3頁 IV 検討概要]</p> <p>60GHz 帯の周波数の電波を利用する無線設備の高度化に向けた技術的条件に関する報告（案）の技術的条件の中で周波数帯の拡張は、距離分解能が改善され細かいセンシングが可能となり、国民の皆様の生活の利便性や安全性などを改善する様々な製品への応用に繋がることから、今回の技術条件の見直し案に賛同します。</p>	本件意見募集に対する賛同意見として承ります。	無し
12-2	同上	<p>[79頁 IV 検討概要 6-1-1(2) 及び 20-27頁 2-3 諸外国における規制]</p>	変調方式については、キャリアセンス機能を具備しな	

		<p>6-1 60GHz 帯小電力広帯域ミリ波レーダー（キャリアセンス無し）の技術的条件では変調方式が周波数変調に限定されており、諸外国は現在様々な変調方式を採用していることから、わが国が変調方式を周波数変調に限定すると、メーカーはグローバルな製品開発上、市場要求を達成するための実現すべき手段と機能の範囲を狭めてしまい、最終的には使用者（ユーザ）へのより良いサービス提供に懸念が考えられます。</p> <p>また、2-3 諸外国における規制の報告案では、市場投入が見込まれる米国、欧州等は変調方式を限定しておりません。</p> <p>諸外国の技術動向及び市場ニーズ等に応じて、変調方式を限定せずに技術基準の見直しを引き続きお願いすると共に、身体に近接して利用されるミリ波帯通信デバイスの電波防護指針への適合性評価手法に関しては、国際的な動向を踏まえながら、必要に応じて正確かつ効率的な評価手法の整備をお願いします。</p>	<p>い場合に限り、「周波数変調方式であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）」の条件を付すものですが、これは、技術的な検討により既存システムとの共用が可能であると確認されたものについて、今回導入を進めるためです。</p> <p>他の変調方式の導入や電波防護指針への適合性評価手法については、報告書案の今後の検討課題として示すように、今後、無線局の普及状況や国際的な動向等を踏まえ、適切な技術基準として見直す、あるいは正確かつ効果的な手法の整備を行うことについて検討することとしています。</p>	
--	--	--	--	--

(注) 本意見募集に関係のない御意見については、記載を省略しています。